

令和7年第2回阿武町議会定例会 会議録

第 2 号

令和7年6月18日(水曜日)

開会 9時00分 ~ 閉会 10時30分

議事日程

開会 令和7年6月18日(水) 9時00分

開会の宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第1号 専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町税条例の一部を改正する条例）

日程第3 議案第2号 専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第4 議案第3号 阿武町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第4号 阿武町営住宅条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第5号 阿武町国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第6号 阿武町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第7号 物品売買契約の締結について

日程第9 議案第9号 令和7年度阿武町一般会計補正予算（第1回）

日程第10 議案第10号 令和7年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特

別会計補正予算（第1回）

日程第11 議案第11号 令和7年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第1回）

日程第12 議案第12号 令和7年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1回）

追加日程第1 議案第13号 物品売買契約の締結について

追加日程第2 議案第14号 物品売買契約の締結について

追加日程第3 議案第15号 物品売買契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8名）

議席番号

1番 米津高明

2番 上村萌那

3番 白松靖之

4番 西村容子

5番 松田穰

6番 池田倫拓

7番 副議長 市原旭

8番 議長 末若憲二

開会 9時00分

開会の宣告

○議長（末若憲二） 全員御起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。おはようございます。御着席ください。

議員の皆様には、令和7年第2回阿武町議会定例会最終日の御出席、御苦勞さまで。本日の出席議員は8人全員です。これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、委員長報告、討論、採決です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（末若憲二） これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、5番、松田穰君、6番、池田倫拓君を指名します。

日程第2 議案第1号から日程第12 議案第12号を一括上程

○議長（末若憲二） 日程第2、議案第1号から日程第12、議案第12号までを一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案11件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、御登壇ください。

○特別委員会委員長（松田 穰） それでは、6月13日に行われました行財政改革等特別委員会に付託されました、議案第1号から議案第7号、議案第9号から議案第12号の11件について、審議の内容と結果を報告いたします。

まず、議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町税条例の一部を改正する条例）の審議を行いました。

これは、本年3月31日に公布、4月1日から施行された地方税法等の一部を改正する法律及び関係政令に合わせ、条例を改正したもので、慎重に審議を行った結果、全会一致にて承認されました。

続いて、議案第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の審議を行いました。

これは、本年4月より施行された地方税法の一部改正に伴う条例の一部改正です。慎重審議の末、全会一致にて承認されました。

次に、議案第3号、阿武町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の審議に入りました。

これは、児童福祉施設及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、栄養士の配置基準を栄養士または管理栄養士に改正するものです。慎重に審議を行い、全会一致にて原案のとおり承認されました。

次に、議案第4号、阿武町営住宅条例の一部を改正する条例の審議を行いました。

これは、水ヶ迫の簡易耐火構造2階建て8戸の町営住宅を、本年3月に解体除去したことに伴うものです。水ヶ迫の他の住宅について今後どうなるのか質疑があり、執行部より、このたび解体除去した建物は耐用年数に加え、山際にあるため日当たりが悪く、衛生面でも問題があり、また、土砂災害特別警戒区域に入っており、今回解体したが、他の棟についてはそういった懸念がないため、当面は現状で維持管理していくとの答弁がありました。慎重に審議を行った結果、全会一致にて可決すべきものと決しました。

議案第5号、阿武町国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例の審議を行いました。

福賀診療所分院としている、なご診療所を、新たに阿武町国民健康保険阿武診療所として改設するため、条例に診療所を追加するものです。委員より、新たに診療所を改設するに当たり、診療日数が週何回以上等の規定はないのかとの質疑があり、執行部より、巡回診療所については週2.5日以内という規定があるが、診療所に関しては特に規定がないとの答弁がありました。

9月1日から開院するが、医師の問題もあり、来年3月までは週2.5日の診療を行う予定であるとの答弁がありました。慎重に審議を行い、全会一致にて可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号、阿武町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の審議を行いました。

なかなか新入団員の確保が難しいという現状があるが、分団ごとの内訳や

定員削減のいきさつを問う質疑があり、執行部より、資料も用いながら消防団の役員会議等で話し合いながら10年ぶりに定員の縮小を行ったことなど、詳しい説明がありました。また、団員の勧誘に関しては団員が行っているが、行政でも、機器の更新だけでなく団員の処遇改善にももっと取り組んでほしいとの要望もありました。慎重審議の末、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号、物品売買契約の締結についての審議に入りました。

委員より、情報系パソコン52台について詳細を問う質疑があり、執行部より、デスクトップ1台とモバイルノートパソコン51台を購入する。現在、議会ではタブレットでペーパーレス化を進めているが、職員はまだ会議等を紙ベースで行っている。会議のペーパーレス化もすぐには難しいとは思いますが、DX推進の一環として購入するとの答弁がありました。慎重に審議を行い、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き、補正予算関連の議案の審議に進みました。

議案第9号、令和7年度阿武町一般会計補正予算（第1回）の審議に入りました。

7款・商工費、1項・商工費の木の駅備品購入に関して、木の駅の現状と備品の内訳を問う質疑があり、木の駅については、薪ボイラーの稼働に向けて薪をストックしている状況です。備品は、これまでリースで使っていたフォークリフト1台、ゲートトラック1台、車両の重量を量る機械を1台、まき割り機2台のリース期間が終了したため、残価で買い取るとの答弁がありました。

また、3目・道の駅産業振興費のバイオマス利活用交付金の返還金について、このたびのチップボイラーから薪ボイラーへの変更によって生じた返還金で、設置企業さんにも負担があったと思うが、返還を回避する方法はなかったのかとの質疑があり、執行部より、チップボイラーに関して耐用年数分使用したかったが、故障の修理やその部品手配等が困難で、使用できていない。機械に関しては耐用年数に見合っているが、設置場所の建屋の耐用年数のほうが長く、建屋の再利用や、ほかの場所への設置も検討したが、道の駅との高低差や燃料の薪を置くスペース、温泉への管路の長さ等の問題もあり、旧設置場所をかさ上げして設置することとしたとの答弁がありました。

また、2目・観光費の地域活性化起業人負担金の減額理由を問う質疑があ

り、SNSでの募集や大手企業への訪問、勧誘も行ったが、人材の確保は困難と判断し、地域プロジェクトマネージャーの報酬に組替えを行ったとの答弁がありました。

10款・教育費に関しては、5項・保健体育費の武道館の網戸工事について詳細を問う質疑があり、執行部より、現在、武道館柔道場の下の窓には網戸があるが、そこを開けてもまだ暑いという意見が多く、その上の窓にも網戸を設置する。ルールと併せて網戸12枚を設置するとの答弁がありました。

その後、歳入に関しても慎重に審議を行い、議案第9号は全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号、令和7年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第1回）の審議を行いました。

慎重に審議を行い、全会一致にて可決すべきものと決しました。

続いて、議案第11号、令和7年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第1回）の審議に進みました。

消防設備等改修工事の内容について質疑があり、執行部より、なご診療所の建物が個人所有から町の所有となり、消防の診断が行われ、指摘のあった火災報知器等の改修を行うとの答弁がありました。慎重に審議を行い、全会一致にて可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号、令和7年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1回）の審議を行いました。

慎重に審議を行い、全会一致にて可決すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました、議案第1号から議案第7号までの7件と、議案第9号から議案第12号までの4件、合わせて11件の議案について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長（末若憲二） 以上で、委員長の報告を終わります。

続いて、討論に入ります。討論は議案第1号から議案第12号まで一括して行います。一括して討論はありませんか。

（「なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。採決は1議案ごとに行います。

まず、議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町税条例の一部を改正する条例）についてお諮りします。本案に対する委員長

の報告は原案承認です。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長(末若憲二) 全員御異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、議案第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて(阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案承認です。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長(末若憲二) 全員御異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長報告のとおり承認されました。

次に、○町長(花田憲彦) 議案第3号、阿武町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長(末若憲二) 全員御異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号、阿武町営住宅条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長(末若憲二) 全員御異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号、阿武町国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長(末若憲二) 全員御異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号、阿武町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する

条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長(末若憲二) 全員御異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、物品売買契約の締結についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長(末若憲二) 全員御異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号、令和7年度阿武町一般会計補正予算(第1回)についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長(末若憲二) お下ろしく下さい。挙手全員です。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、令和7年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第1回)についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長(末若憲二) お下ろしく下さい。挙手全員です。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、令和7年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第1回)についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長(末若憲二) お下ろしく下さい。挙手全員です。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、令和7年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予

算（第1回）についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。（「挙手全員」）

○議長（末若憲二） お下ろしてください。挙手全員です。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

追加日程第1 議案第13号から追加日程第3 議案第15号を一括上程

○議長（末若憲二） ここで、執行部から追加議案3件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議案としたいと思いますが、御異議ありませんか。（「異議なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） 全員御異議なしと認めます。よって、議案第13号から議案第15号を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第3として議題とすることに決定しました。

追加日程及び議案については、資料のとおりです。

追加日程第1、議案第13号から追加日程第3、議案第15号までを一括して議題とします。

追加日程第1、議案第13号、物品売買契約の締結について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長（中野貴夫） それでは、追加議案書の3ページをお願いいたします。議案第13号、物品売買契約の締結についてを御説明いたします。

本案件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産の取得について、予定価格が700万円を超えるため町議会の議決を求めるもので、6月3日開催の議会運営委員会後の6月16日に入札を行い、契約額が確定いたしましたので、今回追加議案として上程するものであります。

まず、契約の目的は、昨年度に策定した、阿武町DX推進計画に基づき進めている書かない窓口導入事業による窓口申請書作成システム機器一式の購入で、物品の納入場所は、阿武町役場本庁の戸籍税務課と健康福祉課に各1台のほか、福賀支所と宇田郷支所に各1台の計4台の配置となります。契約の方法は指名競争入札により行い、契約の金額は税込みで858万円となりました。なお、契約の相手方は、山口県萩市椿東2928-1、有限会社萩事務機セ

ンター代表取締役池田光毅です。

この書かない窓口は、役場や支所に来られた申請者の方が窓口で書類ごとに住所や名前等を記入する代わりに、マイナンバーカードや運転免許証等の情報を基に各種手続きができる仕組みのことで、申請者が必要な申請書類を選択すれば、住所や名前、生年月日等を手書きすることなく、各種証明書の発行や住民異動等の手続きができる窓口サービスとなるものです。

なお、資料として、補助金申請用に作成し、既に公表されている、書かない窓口導入事業の事業概要を添付していますので御参照ください。以上で、説明を終わります。

○議長（末若憲二） 続いて、追加日程第2、議案第14号、物品売買契約の締結について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長（中野貴夫） 続きまして、5ページをお願いいたします。議案第14号、物品売買契約の締結についてを御説明いたします。

本案件につきましても、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産の取得について予定価格が700万円を超えるため町議会の議決を求めるもので、6月3日開催の議会運営委員会後の6月16日に入札を行い、契約額が確定いたしましたので、今回追加議案として上程するものであります。

まず、契約の目的は、更新の基準年としている購入から30年が経過する、阿武町消防団の宇田郷分団が使用している小型動力ポンプ付積載車の更新で、物品の納入場所は、阿武町役場です。契約の方法は、指名競争入札により行い、契約の金額は、税込で1,380万5,000円となりました。契約の相手方は、山口県周南市野上町1丁目20、株式会社クマヒラセキュリティ徳山営業所所長厚東恭兵です。

なお、購入を予定している消防車両は、昨年度の奈古第1分団、一昨年度の福賀分団に納入した小型動力ポンプつき積載車の仕様とほぼ同様のものがありますが、新たに小型動力ポンプの積卸しが容易にできる電動昇降装置が開発されていることが判明し、宇田郷分団からの要望もあるため、今回は電動昇降装置付の車両となります。

なお、資料として、昨年度に奈古屋第1分団に配備した同等品の消防車両と、新たな機能を装備した小型動力ポンプ用電動昇降装置の写真を添付しておりますので、御参照ください。以上で、説明を終わります。

○議長（末若憲二） 続いて、追加日程第3、議案第15号、物品売買契約の締結について、執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（矢次信夫） 健康福祉課長。追加議案書7ページをお願いします。議案第15号、物品売買契約の締結について御説明いたします。

本案件も先ほどの議案同様、物品の売買契約を締結することについて町議会の議決を求めるもので、6月13日に見積りによる入札を実施し、契約金額が確定しましたので、追加議案として上程するものです。

契約の目的ですが、塵芥収集車4トンダンプになります。こちらの購入です。物品の納入場所は阿武町役場、契約の方法は、見積入札による随意契約となります。契約金額は、税込で752万2,820円です。契約の相手方は、山口県山口市小郡長谷1丁目8番12号、三菱ふそう中国地区販売株式会社山口支店支店長水野敦夫です。

塵芥収集車については、前回更新から16年が経過し、走行距離も20万キロになっており錆による車体の劣化もあることから、今回更新をするものです。主に、燃えないごみを収集する際に使用しているダンプでございまして、パッカー車でないほうの収集車になります。

参考資料として、次のページに、荷台の架装を施した図面を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、説明を終わります。

○議長（末若憲二） 以上で、議案説明を終わります。

ただいま説明のありました議案第13号から議案第15号について、直ちに議場にて審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） 御異議なしと認めます。それでは質疑に入ります。ただいまの執行部の説明に対する質疑はありませんか。7番、市原旭君。

○7番 市原 旭 13号の消防車について伺います。福賀分団と奈古の分団のほうで、既に2年前、それぞれの年度前に入っております。そのときには、電動の、この昇降する装置がなかったのでしょうか、後づけで今後つけられるというようなことは考えていらっしゃらないのでしょうか。

また、福賀分団につきましては、一番最初にこの車両を入れたっていうのもありまして、給水管が後ろについて非常に出し入れがしづらい、後から改造ができないのかという思いを分団の中で持っておりますので、そうい

ったことは、幹部会のほうで話をすれば話が進んでいくものなのか、そういったところをちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（末若憲二） 副町長。

○副町長（中野貴夫） 今回の宇田郷分団の消防団の仕様につきましては、前回4月、消防団の幹部会議がありまして、その際に、奈古第1分団の分団長のほうから、せっかく納車いただいた消防車が、動力ポンプの積卸しが大変重たいというクレームがありまして、その後すぐ納入業者に連絡をいたしまして、数日後に納入業者がすぐ参りました。そこで、分団長と副分団長と一緒にその状況を確認しながら協議をしたわけですが。その際に、分団長と副分団長には納得いただいて、一応、了解を頂いたところですが、その際に、これについて、ほかに方法はないのかということをお業者に申しした際に、いや、実はこういうものがあるということ、初めて私たちもそれを知ることになりました。その後すぐ、須佐に納入したものと聞きましたので、担当職員と宇田郷の分団長が、その須佐の分団の車両を見に参りました。その際に、宇田郷分団長が、これからまた30年使うとなると、高齢化も特に宇田はひどいので、ぜひこういうものを購入してほしいという強い要望がありまして、電動式のものを購入してほしいという要望がありましたので、すぐに見積予算等を取りまして。予算内で収まりそうだということで、今回、仕様をすぐ変えて、その電動装置つきの仕様で入札を行ったところであります。

まだ、物が入っておりませんので何とも申し上げられませんし、私もちょっと、まだ見ていないので何とも申し上げられませんが。まず、納車があれば、今後、宇田郷分団、福賀分団にも見ていただいて、どの程度のものかということを一応確認した上で、また業者等とも協議しながら検討させていただきたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思います。以上です。

○議長（末若憲二） 7番、市原旭君。

○7番 市原 旭 現在、福賀分団に入庫しているっていうか、使用しておる機械なんですけど、奈古分団のほうでも言われたとおりで、日中の明るいところであれば、人数がある程度いけば、下ろしたりも可能なんですけど、夜間であると、これは載せるのも難しいっていうところがありまして。もし、夜間の火事になりましたら、一旦、コンポは置いたまま、一旦、帰路して、明るくなってから載せ替えないとこれは無理だねっていう話もしているような状況があります。というのが、力技で上げていけないといけない部分と、斜面

を押して上げるっていう動作がどうしても必要なものですから、その間にストッパーを止めておかなきゃいけないっていう動作が入りまして、そのストッパーが何かの拍子で外れたときには、指を切断するのではないかというぐらいの重さのものが落ちてくるわけですから、夜間は、これはできないねっていうことで、今は。当然、夜間の火事は今のところは発生していなかったもので、まだそういった状況はないですけれども。緊急性もありますので、できるだけ現場に、この機械が配置されたときには、奈古と宇田郷の分団の意見も、ちょっと酌み入れていただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（末若憲二） 副町長。

○副町長（中野貴夫） 失礼いたしました。吸管についても御質問いただいたところですが、吸管についても、奈古第1分団も全く同じ状況でございまして、その業者を呼んだ際に、そのことも重々申しましたけど、結局、今のところどうにもならないということで納得いただいたところではありますが、今言われますように、危険を伴うようであれば、特に夜の作業になったりすることも多いときもあろうかと思っておりますので、また業者とも協議しながら、改善できるものについては最大の努力をしたいと思っておりますが、確約はできませんが、また協議を進めていきたいと思っておりますので、また御意見等を頂ければ、また業者等と協議したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（末若憲二） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） よろしいですか。ほかに質疑ないようですので、続いて討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。採決は1議案ごとに行います。

まず、議案第13号、物品売買契約の締結について、お諮りします。本案件について、原案のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。

（「挙手全員」）

○議長（末若憲二） お下ろしく下さい。挙手全員です。よって、議案第13号は可決されました。

続いて、議案第14号、物品売買契約の締結について、お諮りします。本案

件について、原案のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。
（「挙手全員」）

○議長（末若憲二） お下ろしてください。挙手全員です。よって、議案第14号は可決されました。

続いて、議案第15号、物品売買契約の締結について、お諮りします。本案件について、原案のとおり決することについて、賛成の方の挙手を求めます。
（「挙手全員」）

○議長（末若憲二） お下ろしてください。挙手全員です。よって、議案第15号は可決されました。

ここで、全員協議会のために暫時休憩をします。委員会室へ移動をお願いします。

休憩 9時40分～10時20分（全員協議会）

○議長（末若憲二） それでは、全員協議会のための休憩を閉じて、会議を再開します。ここで、閉会に先立ち、町長が挨拶を行います。町長。

○町長（花田憲彦） 令和7年第2回阿武町議会定例会の閉会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

まずは、議員各位におかれましては、今期定例会に御提案申し上げました各議案等につきまして、慎重かつ活発な御審議を頂き、いずれも原案どおり御可決、御承認また御同意を頂きました。誠にありがとうございました。

さて、先ほどの全協でも概略を申し上げましたが、御案内のとおり、なご診療所につきましては、これまで週2.5日ということで診療をしておりましたが、水曜日の半日は、山大の長谷先生あるいは阿武町出身の徳永先生にお願いをして、そして、齊藤瑛先生には、毎週月曜日と金曜日というふうなことで週2日間であります。本当に頭が下がる思いではありますが、病気の治療を行いながら診療に当たっていただいておりますが、実は、去る6月7日土曜日に体調の悪化によりまして入院をされまして、その後、一昨日、16日に自宅のほうに退院されて、今、自宅療養というふうな形になっております。昨日、私もそれを聞きましたので、お宅へお見舞いに行かせていただきましたが、しっかりと療養していただいて、これからもまた、診療をお願いできたらなというふうに思っているところであります。

こうした中、町民の健康を守るということは、町長の最大の責務でありますので、実は、これまでもいろいろと水面下で地ならしを進めている中で、一定の方向性が見えてまいりましたので、まさに、たまたまではありますが、齊藤先生が入院される前の日の、先々週の6日金曜日に、医師派遣の要となります、防府の山口県立総合医療センター、これを略して、山口県の「県」と総合医療センターの「総」という字を取りまして、「県総」というふうに略して言っておりますが、県総に出向きまして、武藤院長にお会いして、取りあえず来年の3月までということではあります、私のほうから正式に医師派遣についてお願いをしたところでありまして、武藤院長からは「何かあったら直ちに、翌日からでも医師を派遣する。」というふうに、ありがたいお言葉を頂いて、ほっとしたところではありますが、まさにその矢先、先ほど申し上げましたとおり、まさに偶然ではありますが、その翌日に齊藤先生が入院をされて、いきなり9日の月曜日から、どうするかというふうなことになりますが、約束どおり、直ちに代診医の先生を派遣していただいて、患者の皆さんには御迷惑をかけずに済んだというところでもあります。

なお、この、なご診療所につきましては、近々、これまでの福賀診療所の巡回診療としてではなく、独立した、あぶ診療所として位置づけることとしておりますが、これからも県総や山口大学医学部の長谷先生の全面的なバックアップにより、これまでどおり運営しつつ、並行して、町民の保健、医療、介護、福祉さらには家庭、子育ての相談・支援の拠点となる町営診療所等複合施設の位置付けで、鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

また一方で、これも町民の関心事となっております、道の駅の温水プールを今年度いっぱいまで廃止し、雨天対応型の屋内運動施設を整備する件であります、萩テレビで阿武町議会の録音放送、録画放送ですかね、を見た方から私のほうに、「理由や経緯などはよく分かったけれども、金銭的な比較などを教えてほしい」というふうな話がありましたので、この挨拶もテレビのほうで流れるというふうに思いますので、この場をお借りして、周知の意味で簡単に概略を申し上げさせていただきます。

まず、プールを存続するということは、劣化診断により、現在の施設は安全性が担保できないということでもありますので、温水プールを建て替えるということになるわけでありまして、この場合は再整備でありますので、国の補助金は難しいと思われれます。

ただ、過疎債の借入れについては可能と思われまますので、例えば、事業費が5億円とすれば補助金はゼロであります。5億円の9割であります4億5,000万円を過疎債で対応するとした場合、後年度過疎債の7割の、起債額の7割の3億1,500万円が地方交付税に算入されますので、5億円を経費を使って、実質町の持ち出しにつきましては1億8,500万円、2億弱ですかというふうなところになります。

これに対しまして、新たなプランであります、雨天対応型の屋外運動施設を建てるとした場合であります。これにつきましては、地方創生拠点整備交付金が充たります。さらに、残りにつきましては過疎債の対象となりますので、例えば、事業費が2億5,000万円とした場合、先ほどの拠点整備交付金が1億2,500万円入りまして、残りの1億2,500万円の9割の1億1,250万円を過疎債で対応することになると思っておりますので、起債額の7割が、後年度7,875万円が地方交付税に算入されますので、実質の町の持ち出しは、2億5,000万円に対して4,875万円というふうなことで、随分と安く、約5,000万円弱というふうなところで済むというふうな計算になります。

そして、またこれ以外にも、今のはイニシャルの話であります。今度はランニングコスト、維持管理費であります。温水プールの再建築の場合は、これも大体2,000万円程度の赤字が毎年発生しておりますので、これが続くというふうなことでありまして、一方で、屋外運動施設の場合につきましては、維持管理費は毎年数十万円程度で済むというふうな計算になろうかというふうに思っております。

なお、ここら辺のことにつきましては、多くの町民の皆さんには、補助金とか、交付金とか、地方交付税とか、過疎債とか、なかなか、お分かりにくいということもあって、詳しく説明をしておりませんでしたので、この点につきましては申し訳ないというふうに思っております。

こうした中、令和7年度においては、町ではこれ以外にも、新たな分譲宅地の造成や町営の学習塾の設置準備等、本町の将来に大きな影響を及ぼす基本投資に、今後も本格的に取り組んでいかなければならないわけがあります。

今議会定例会では、議員各位には一般質問あるいは議案審議等を通して、多くの建設的な御意見、御提言等も頂いたところでありますが、頂いた御提言等はそれぞれ貴重な御意見としてしっかりと受け止めて、今後の行政運営の参考とさせていただきたいと思っております。

改めまして、議員各位には御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。本定例会の閉会に当たっての私の挨拶とさせていただきます。

○議長（末若憲二） 以上で、町長の挨拶を終わります。

閉会に当たり、私のほうからも簡単に御挨拶を申し上げます。

6月12日から始まり、本日までの7日間開催されました、令和7年第2回阿武町議会定例会も、議員各位の積極的な審議のおかげで、日程どおり本日をもって閉会する運びとなりました。

昨日から、梅雨というのに猛暑になっています。この梅雨時期には体が慣れていないので、梅雨特有の熱中症が起こると言われております。また、梅雨が明けますと、昨年同様に猛暑、酷暑が予想されます。熱中症には住民の一人一人が十分対応してほしいと思います。

来月12日には、阿武町町制施行70周年の記念式典が開催されます。我々議会といたしましても、議員各位の出席の下、お祝いしたいと思います。

また、阿武町3地区におきましては、今後、来月のスイムランをはじめ、夏の祭りなど多くの行事が開催されると思いますが、好天の中、実施されることを祈っております。そして、阿武町の元気が今以上になることを期待しております。

また、台風や豪雨の影響がなく豊穰の秋が訪れることを望み、議員各位の御健勝と御活躍を願い、閉会の挨拶といたします。

○議長（末若憲二） 以上で、6月12日から本日までの7日間の全日程を終了しました。

これにて、令和7年第2回阿武町議会定例会を閉会します。全員御起立をお願いします。一同礼。お疲れさまでした。

閉会 10時30分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長 **末 若 憲 二**

阿武町議会議員 **松 田 穰**

阿武町議会議員 **池 田 倫 拓**